平成２４年（フ）第１５４号
兵庫県西宮市甲子園口４丁目６番13―505号
破産者　香山　　暁
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３７号
奈良県吉野郡大淀町大字北野35番地の10
破産者　佐羅屋こと　更井　正佳
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第４８号
高知市一宮中町１丁目21番43号
破産者　吉本　忠明
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２３号
青森県十和田市西十五番町41番18号　吾郷荘５号室
破産者　関口ヨシヱ
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第１３号
宮城県石巻市桃生町中津山字八木48―１　仮設中津山団地19の３号、住民票上の住所宮城県石巻市湊字大門崎283番地３
破産者　奥田　伸一
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第１５号
宮城県石巻市開北１丁目２番17号、前住所宮城県石巻市駅前北通り２丁目２番17号　コスモへいせい102号
破産者　鈴木　秀子（旧姓大嶋）
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
山形県西置賜郡飯豊町大字松原884番地・885番地
破産者　菊地香奈子
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１１号
茨城県取手市西２丁目２番Ｇ―1001号
破産者　三橋　　聡
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第５９２号
相模原市南区麻溝台８丁目26番10号　サンハウス309
破産者　大貫八右衛門
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４３号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘４丁目１番地417
破産者　中根　明美
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第５号
山梨県甲府市住吉１丁目２番28号
破産者　後藤　正志
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６号
長野県茅野市北山芹ヶ沢6828―１　横谷温泉旅館芹ヶ沢寮108、前住所長野県茅野市玉川9703番地１　レンディングハウスコスモスＣ１号
破産者　田中　菊美
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第１７号
長野県茅野市北山5522番地448
破産者　篠原　範子
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第１９号
長野県茅野市北山5513番地
破産者　篠原　澄子
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第１７号
滋賀県草津市野村７丁目16―28　シャルムヤマモト101号、住民票上の住所滋賀県守山市古高町64番地　グローバル守山102号
破産者　コンビコジマこと　小島　康秀
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８７号
大津市大萱２丁目23番11号、前住所大津市大萱１丁目４番18号　スタジオビジュ201
破産者　松田　克代
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７６号
大阪府寝屋川市三井が丘１丁目２番４―208号、開始決定時の住所大阪府東大阪市島之内１丁目３番10号　101号
破産者　田中　健一
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３３号
長崎県長崎市三原１丁目21番27号　ＣＵＢＥ三原向日葵館301号
破産者　本田　圭一
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４３号
長崎県長崎市香焼町1511番地
破産者　峰　喜津枝
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係